

★部品の交換(商品の買い替え)について

現在、商品の耐用年数を10年程度としていますが、その期間内はメンテナンスを行わなくてもよいわけではありません。耐用年数の期間内は適切なメンテナンス、部品交換を行い、10年以上ご使用いただいた商品は商品の買い替えの検討をお願いします。



- 部品が摩耗・劣化すると操作性低下、機能障害、劣化物流出や水漏れなどの原因になりますので、交換が必要です。
- 摩耗・劣化部品の例(水栓の種類によって異なります) 例)バルブカートリッジ・シャワーHEAD・シャワーホースなど
- 部品の交換については工事店やメーカーにお問い合わせください。
- 摩耗・劣化部品など、**補修用性能部品**^{*}の供給期間は製造中止後10年です。
※補修用性能部品とは、商品の機能維持に不可欠な部品です。